

建設工事等の発注における関係会社等の同一入札参加制限について

建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務（建設工事等）の発注にあたり、一定の資本関係又は人的関係がある複数の者（関係会社等）が同一の入札へ参加する場合には、入札の適正さが阻害されるおそれがあることから、これまで、指名競争入札の実施にあたっては、関係会社等を同一入札の参加者として指名しないよう、県として留意してきたところですが、実効ある競争の確保を一層進めていく観点から、一般競争入札の参加者についても、平成26年6月1日より、一般競争入札の参加者についても以下のとおり取り扱うものとなりました。

1 基準に該当する複数の者が、同一入札に参加した場合には、入札に関する条件に違反した入札として競争入札心得第6条第7号に基づき、無効とします。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としません。

<基準>

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 基準に該当するか否かを確認するため、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札参加資格確認申請書の提出と同時に、関係会社等の状況を記載した「業態調書」の提出を求めるものとします。

3 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本規定を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条の3に規定する公正な入札を阻害する行為とはしません。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり競争入札心得に則して厳正に対処するものとします。